

セントレックスの位置づけの明確化及び経済環境等を踏まえた本則市場の上場審査の見直し等に係る上場制度の整備に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正について

平成24年3月30日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、当取引所の新興市場であるセントレックスを「近い将来の本則市場（市場第一部・市場第二部）へのステップアップを視野に入れた企業向けの市場」として市場コンセプトを再確立するとともに、その位置づけの明確化のために、本則市場への市場変更を促進するための対応を行う一方、新たな上場廃止基準を新設することとし、併せて、上場審査プロセスの効率化のための取組等を実施するほか、近年の経済環境等を踏まえ、継続性・収益性に関する上場審査基準の見直しや直接市場第一部に上場する場合の時価総額基準の引下げ等の本則市場の上場審査の見直しを行うなど、「有価証券上場規程」等の一部改正を行うものです。

II. 改正概要

1. セントレックスの位置づけの明確化

(1) 上場市場の変更手続きの見直し

①提出書類の簡素化

- ・上場市場の変更申請に係る提出書類の一部を省略することができることとします。

②変更審査料の減額

- ・上場市場の変更審査料は、50万円とします。

③市場変更審査の見直し

- ・セントレックス上場時から会社の事業内容、内部管理体制等に大きな変更がない場合の市場変更審査については、上場後の状況を中心に確認する手法へと変更します。

④予備申請の新設

- ・市場変更申請においても、予備申請を可能とします。

(2) セントレックスの上場廃止基準の項目の新設

- ・4年間継続して営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローが負の場合において、1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローが正とならないときは、上場を廃止することとします。

2. 上場審査プロセスの効率化のための取組等

(1) 標準審査期間の設定

- ・上場申請が行われた場合の上場審査については、本則市場の場合は3か月以内、セントレックスの場合は2か月以内に完了するよう努めるものとします。

(備 考)

- ・有価証券上場規程に関する取扱い要領（以下「取扱い要領」という。）15等
- ・取扱い要領16(1)等
- ・株券上場審査基準の取扱い（以下「審査基準取扱い」という。）8(1)等
- ・有価証券上場規程（以下「規程」という。）第12条の4等
- ・株券上場廃止基準第2条の2第1項第4号の2等
- ・株券上場審査基準（以下「審査基準」という。）第2条第3項、第5条第3項、審査基

| | |
|--|--|
| <p>(2) 「推薦書」の提出時期の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規上場申請時に幹事取引参加者に提出を求めている「推薦書」については、当取引所が上場を承認するまでに提出すれば足りるものとします。 <p>(3) 引受審査内容の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規上場申請者の幹事取引参加者は、公開指導及び引受審査の過程で特に留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面を当取引所に提出することとします。 | <p>準取扱い1(4)、5(3)等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程第3条第2項、取扱い要領2(6) ・規程第3条第2項第7号c |
| <p>3. 経済環境等を踏まえた本則市場の上場審査の見直し</p> | |
| <p>(1) 「企業の継続性及び収益性」の審査の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「企業の継続性及び収益性」の審査のうち、損益及び収支の見通しに関する観点では、利益計画及び収支計画が合理的に策定されており、その計画において安定的に利益を計上することができる見込みがあることを確認することとします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準第2条第1項第1号等 |
| <p>(2) 「利益の額」の基準の見直し</p> <p>①対象利益の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「利益の額」とは、経常利益をいうものとします。 <p>②一部指定基準における期間及び水準の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近2年間における利益の額の総額が5億円以上であることとします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準取扱い2(5)a等 ・上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第6号等 |
| <p>(3) 「時価総額」の基準の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場日における時価総額が500億円以上となる見込みのあることとします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準第4条第1項第7号等 |
| <p>(4) 「純資産の額」の基準の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場時において3億円以上となる見込みがあれば足りるものとします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準第4条第1項第5号等 |
| <p>(5) 上場会社監査事務所による監査義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規上場申請者は、「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）の監査を受けていることを要件とします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準第4条第1項第8号の2、第6条第1項第4号の2等 |
| <p>(6) 直接市場第一部に上場する場合の上場時価総額基準の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場日において250億円以上となる見込みがあれば足りるものとします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条第5項第2号等 |
| <p>(7) 一部指定基準における「売買高」基準の審査対象期間の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部指定申請日の直前6か月間を審査対象とします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(2)a等 |
| <p>(8) 上場申請の不受理要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規上場申請者が解散会社となる合併等を予定している場合であっても、実質的な存続性が認められ、かつ、上場日以前に合併等が実施される見込みがあるときは上場申請を受理します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・取扱い要領9 |

| | |
|---|--|
| (9) 非上場の親会社等を有する場合の新規上場申請時の提出書類の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 取扱い要領 2 (3) n の 5、n の 6 等 |
| <ul style="list-style-type: none"> 親会社等が有価証券報告書に準じて作成した書面に代えて、「支配株主等に関する事項」及び「非上場の親会社等に関する決算情報」の内容を記載した書面の提出を求めることとします。 | |
| (10) 新規上場申請前の合併等に関する提出書類の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 取扱い要領 別添 1 |
| <ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者が新規上場申請前に合併等を実施している場合に被合併会社の概要書等の提出を求める水準は、当該合併等が新規上場申請者の財務諸表等に与える影響が50%以上である場合とします。 | |
| <p>4. その他</p> <p>その他所要の改正を行うものとします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例第 3 条等 |

Ⅲ. 施行日

- 平成24年4月1日から施行します。ただし、改正後の規定（2(3)、3(6)及び(10)を除く。）は、施行日以後に、上場申請を行う者、セントレックスからの上場市場の変更申請を行う者又は市場第一部銘柄への指定の申請を行う者から適用します。
- 施行日において現にセントレックスに上場している会社に係る1(2)の適用については、平成24年4月1日以後に開始する事業年度を最初の事業年度として適用します。

以 上